

令和5年度第2回「大分県食品安全推進県民会議」ご意見等

R5.12.15開催

(1) 食品衛生法改正に伴う新規許可業種への対応状況について

ご意見等の概要	県の考え方・取組状況	関係課
資料内で水産製品製造業が業種の新設となっていますが、考え方としては拡大・追加ということでしょうか。	魚肉練り製品製造業という練り物を作る許可がありました。その事業者が今後水産製品製造業の許可となります。その許可にこれまで許可不要であった干物等が含まれる形となります。	食品・生活衛生課
指導基準策定とは大分県独自の基準でしょうか。他県の基準値は参考にされないのでしょうか。	食品衛生法で基準が定められていないそうざい等の食品に対し、衛生的に食品が製造されているかの基準を大分県独自に設けているものです。他自治体でも指導基準が策定されており、自治体毎に若干の差異はあるものの、概ね同様の食品群に対し基準を設けています。ヒスタミンについては基準を設けている自治体はあまりありませんが、九州内では福岡市が設定しています。	食品・生活衛生課
零細な営業者から、検査等を行いたいが費用が負担となっていると相談を受けることがあります。支援を検討ください。	今回の食品衛生法改正で許可の見直しに伴い新規許可業種が追加され、干物業者等について営業許可が必要となったことは把握しています。検査等への直接的な支援ではありませんが、例えば法改正による新規営業許可取得のための施設整備に対し、中小企業・小規模事業者のための大分県制度資金による融資制度等がありますので、そういった制度を活用ください。	漁業管理課
ヒスタミンの基準とは別に、細菌の基準を作成する予定はありませんか。また、食品衛生法の容器の基準を満たしていないようなハーバリウムであったり、100円均一で売られている外観がかわいらしいが密閉できないような容器をジャム等の容器に利用したいとの相談を受けることが増えています。食品の容器についても、周知をお願いします。	指導基準にはそうざい等で微生物の基準もあります。干物は焼いて食べるものですので、細菌の基準は今のところ検討していません。食品で使われる容器についても、扱う食品に応じたものを選択するよう事業者からの相談の際に周知していきます。	食品・生活衛生課

(2) その他

ご意見等の概要	県の考え方・取組状況	関係課
食品衛生法改正にともなう「国際整合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備」に関する質問です。ポジティブリスト制度導入について2025年6月1日より完全施行されますが、周知はどの程度まで進んでいますか。	食品衛生講習会の中で法改正について周知しながら、当該リストに関する情報提供を行っています。また、11月30日付で国からポジティブリスト制度導入についての通知が発出されております。こちらを各保健所に周知の上、事業者の皆様からの相談に対応出来る体制を整備してまいります。	食品・生活衛生課
2020年6月1日より前に国内で販売実績がある食品用器具・容器包装と同様のもので経過措置期間中に製造/輸入された器具・容器包装についてのこと。食品製造事業者が経過措置期間もしくはそれ以降に購入/使用を始めたものは、2025年6月1日(完全施行日)以降もPL収載問わず(適合とみなし)使用し続けることができるという認識ですが間違いはないでしょうか。法律の解釈が難しいが、上記のようなご相談をする窓口(担当部署)はどこでしょうか。	貴見のとおりです。また、相談窓口は保健所になります。なお、ポジティブリストへの新規収載等の意見提出については、厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課が窓口となります。	食品・生活衛生課